

改正

昭和36年4月1日水企管規程第2号

昭和37年6月8日水企管規程第2号

昭和38年2月22日水企管規程第12号

昭和42年5月23日水事管規程第1号

昭和44年6月3日水事管規程第2号

昭和45年3月31日水事管規程第13号

昭和47年3月31日水事管規程第9号

昭和52年12月28日水事管規程第6号

昭和53年3月1日水事管規程第10号

昭和53年7月20日水事管規程第6号

昭和55年8月8日水事管規程第3号

昭和60年6月1日水事管規程第1号

平成3年11月29日水事管規程第2号

平成10年3月20日水事管規程第7号

平成13年3月30日水事管規程第4号

平成14年8月1日企管規程第9号

平成14年12月27日企管規程第24号

平成22年3月31日企管規程第5号

平成25年12月28日企管規程第3号

大牟田市水道事業給水条例施行規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、大牟田市水道事業給水条例（昭和35年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水方式)

第2条 給水方式は、次の各号による。

- (1) 直結方式
- (2) 受水槽方式

2 前項第2号による受水槽方式は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、メーターの設置に関する取扱いは、大牟田市企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

- (1) 4階以上の建築物へ給水する場合
- (2) 一時に多量の水を必要とする場合
- (3) 配水管の水圧が不足する場合
- (4) 配水管の断水時にも給水を持続する必要がある場合

3 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に該当する場合において、管理者が特に認めたものについては、直結方式とする。

（標識の掲示）

第3条 給水装置を設置した場合は、条例第4条第1項第1号及び第2号の標識を門戸又は見やすいところに掲示しなければならない。

2 前項の標識を亡失又は破損した場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

（世帯の認定）

第4条 1戸内に家族以外の居住者がある場合は、炊事を異にするごとに1世帯とする。

第5条 削除

（私設消火栓の封かん）

第6条 私設消火栓を火災又は消火演習に使用し、これが終了したときは、直ちに封かんを受けなければならない。

（導管布設工事の費用）

第7条 条例第13条ただし書の規定による導管布設工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、次項に定める基準により管理者が承認したときは、工事費の2分の1以内を減額することができる。

2 前項ただし書の承認基準は、次の各号に適合するもので管理者が特にその必要を認めたものとする。ただし、公益上、財政上その他特別な理由がある場合は、承認しない。

- (1) 5戸以上共通して使用する場合の受託工事（既設分の口径変更の工事を含む。）
- (2) 条例第8条の2に規定する道路に布設されるもの

3 第1項ただし書の規定により導管布設工事の費用が減額される工事において、当該工事の場所が将来発展性があり、それに相応する管口径の布設を管理者が必要と認めた場合は、その将来想定戸数（現在戸数を含む。）の所要口径と現在申込戸数の所要口径による工事費の差額を大牟田

市企業局（以下「局」という。）が負担し、申込口径の増口径を指示することができる。

4 第1項ただし書の規定の適用を受け布設した導管は、局の所有とする。

5 第1項ただし書の規定の適用を受け布設した導管を布設後3年以内において新たに利用しようとする者は、既存利用者が要した1戸当たりの工事費を局に納入しなければならない。この場合において、納入額は、経過年数に応じて管理者が別に定める率をもって減額する。

（工事費）

第8条 条例第14条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

（1）材料費及び労力費は、管理者が定める単価及び歩掛表による。

（2）道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。

（3）運搬費は、材料費、労力費及び道路復旧費の合計額に100分の2、保安設備費は、100分の1を乗じて得た額とする。

（4）諸経費は、材料費、労力費、道路復旧費、運搬費及び保安設備費の合計額に100分の15を乗じて得た額以内とする。

（メーターの設置）

第9条 メーターは、常に清潔に保管し、その設置場所にメーターの点検又は修繕に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、局で必要な処置を講じ、その費用は、水道使用者の負担とする。

（給水栓の位置）

第10条 専用給水装置の給水栓の位置は、屋内において工事申込者が指定する場所とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

（工事の保証期間）

第11条 局が施行した工事の保証期間は、完工後6月以内とする。

（滞納金の完納）

第12条 給水装置の撤去又は給水使用廃止の届を提出するとき、料金手数料その他の滞納金がある場合は、同時にこれを完納しなければならない。

（給水装置の無届使用）

第13条 条例第21条第1号による給水装置を引き続いて使用するに当たり、その届を行わず、又は届を遅らせて水道を使用した者は、移住の時期に関係なく前使用者転居の日からその一切の義務を受け継ぎ、かつ使用開始をしたものとみなす。

（メーターの検針日）

第14条 条例第26条に規定する管理者が定めた日（以下「検針日」という。）は、毎月の6日から22日までの間において管理者が定める日とする。

（水量認定の基準）

第15条 条例第27条に規定する水量の認定は、次の基準による。

- （1） 前2月の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- （2） 前年度同月の使用水量を考慮して認定する。
- （3） 異常メーター取替後の最初の検針日の属する月分の水量の認定は、新メーターの使用水量により取替日の翌日から検針日までの使用日数で日割計算した水量を基準として、当月分を認定する。

（メーター検査）

第16条 条例第27条第1号に規定するメーター異常の認定は、局及び使用者の立会検査によるものとする。ただし使用者が、指定の日時に立ち会わないときは、局だけでこれを検査することができる。この場合、検査に立ち会わなかったという理由で、その結果に対して、異議を申し立てることはできない。

2 前項の検査の結果、その誤差100分の8以下の場合は、条例第27条第1号の規定は適用しない。

（使用水量の算定）

第17条 検針したメーターの表示数に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を繰り越して計算する。

（料金の減額）

第18条 給水装置の使用者が、善良な管理をしていたにもかかわらず、確認不能の漏水があったと認められる場合は、その実情により料金を減額することがある。

（料金及び使用料の納期限）

第19条 料金及び使用料の納期限は、検針日の属する月の翌月の20日までとする。ただし、随時に徴収するものは即日納入とする。

（料金及び使用料の追徴、還付）

第20条 徴収した料金及び使用料に過不足を生じ、又は重複して収納したときは、その額を追徴又は還付する。

（停水処分の効果）

第21条 条例第36条の規定により停水処分を受けた者は、その理由となった事項に対する処置が完了するまで、条例に基づく給水を受けることができない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第22条 条例第42条第2項の規定による管理及びその管理の状況に関する検査は、大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領（平成3年4月1日施行）に定める管理基準に基づき行うものとする。

(諸様式)

第23条 給水に関する諸届その他の様式は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 大牟田市水道条例施行規程（昭和27年水道企業管理規程第2号）は、廃止する。

付 則（昭和36年4月1日水企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

付 則（昭和37年6月8日水企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

付 則（昭和38年2月22日水企管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。

付 則（昭和42年5月23日水事管規程第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。ただし、第7条の2第3号の改正規定および付則第4項の規定は、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 大牟田市水道局事務分掌規程（昭和35年水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道企業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

- 3 大牟田市水道企業職員の被服貸与規程（昭和37年水道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大牟田市水道企業管理者」を「大牟田市水道事業管理者」に改める。

- 4 大牟田市簡易水道条例施行規程（昭和36年水道企業管理規程第3号）は、廃止する。

付 則（昭和44年6月3日水事管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年5月1日から適用する。

付 則（昭和45年3月31日水事管規程第13号）

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年3月31日水事管規程第9号）

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年12月28日水事管規程第6号）

この規程は、昭和53年1月1日から施行する。

付 則（昭和53年3月1日水事管規程第10号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

付 則（昭和53年7月20日水事管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年8月8日水事管規程第3号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市水道事業給水条例施行規程の規定は、昭和55年4月1日以後の減額の申請について適用する。

付 則（昭和60年6月1日水事管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年11月29日水事管規程第2号）

この規程は、平成3年12月1日から施行する。

付 則（平成10年3月20日水事管規程第7号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の大牟田市水道事業給水条例施行規程の規定に基づく受水槽方式による給水については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日前にした行為に対する停水処分の効果については、なお従前の例による。

付 則（平成13年3月30日水事管規程第4号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 大牟田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成12年条例第31号。以下「改正条例」という。）付則第2項の適用を受ける者に係る改正条例による改正後の大牟田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づいて平成13年4月に検針された月分の料金及び使用料並びに改正条例付則第3項の適用を受ける者に係る改正後の条例の規定に基づいて同年5月に検針された月分の料金及び使用料の納期限に限り、第20条の2の規定にかかわらず、同年8月20日までとする。

付 則（平成14年8月1日企管規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の大牟田市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」

という。)の規定により大牟田市水道事業管理者(以下「水道管理者」という。)が定め、及び認められたものについては、改正後の大牟田市水道事業給水条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により大牟田市企業管理者(以下「企業管理者」という。)が定め、及び認められたものとみなす。

3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の規程の規定により行った水道管理者の承認その他の行為は、改正後の規程の規定により企業管理者が行ったものとみなす。

4 施行日前に改正前の規程の規定により水道管理者に対して行った届出その他の行為は、改正後の規程の規定により企業管理者に対して行ったものとみなす。

付 則(平成14年12月27日企管規程第24号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月31日企管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年12月28日企管規程第3号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。